

### 3 受検申請の手続き

受検申請にあたってはP9**5**受検資格一覧表、P11**6**免除資格一覧表、P17**10**実施予定職種をよくご確認の上、以下に沿って申請をしてください。

※受検申請書類の提出方法は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として簡易書留による送付のみとします（窓口では受け付けませんので来所はご遠慮ください）。

#### (1) 受付期間

令和4年4月4日(月)から4月15日(金)まで ※受付期間内の消印のみ有効

#### ※人数制限職種(作業)事前エントリー

令和4年4月1日(金)から4月5日(火)まで

(注) 人数制限対象職種(作業)の受検申請をされる方はまず事前のエントリーが必要となります。その後抽選を行い、受検申請が“可”となった場合に申請手続きを行っていただきます。詳細についてはP8**4**人数制限対象職種(作業)の手続きをご確認ください。

人数制限の対象は次の職種(作業)の実技試験

建設機械整備(建設機械整備作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、築炉(築炉作業)、塗装(建築塗装作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、防水施工(FRP防水工事作業)、防水施工(改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

#### (2) 送付先

千葉県職業能力開発協会 技能検定課

〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10

#### (3) 受検申請手続き方法

①郵便局にて受検手数料の納付(納付についてはP5ウ.を参照)

②納付した証明を含め(4)受検申請に必要なもの(P4~6参照)を簡易書留で送る。

※受付期間内の消印のみ有効

#### 【申請書類送付状況の確認について】

受検申請書類の送付状況については、郵便局ホームページによる郵便追跡サービスにて御確認ください(簡易書留のお問い合わせ番号にて確認できます)。

受検申請書類の到着に関する当協会へのお問い合わせはご遠慮願います。

#### (4) 受検申請に必要なもの

受検申請の際は次のア～エを確認し必要書類をそろえること

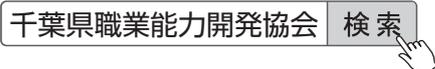
<input type="checkbox"/> ア. 受検申請書		} 必ず必要なもの
<input type="checkbox"/> イ. 本人確認書類		
<input type="checkbox"/> ウ. 受検手数料納付証明書		
エ. その他 ※該当の場合 は必ず添付 のこと	A. 人数制限対象職種（作業）受検	<input type="checkbox"/> 受検申請「可」の連絡を受けたメールの写し
	B. 実技又は学科試験の免除申請	<input type="checkbox"/> 免除資格を証明する書面の写し
	C. 下位等級合格後の年数による受検申請	<input type="checkbox"/> 下位の等級の合格証書の写し
	以下、2・3級実技受検で25歳未満の実技受検手数料減額対象者（P 2 <b>2</b> 参照）	
	D. 雇用保険被保険者	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険一般被保険者・短期雇用特例被保険者 在職証明書（P 7 様式 1）</li> <li>・雇用保険日雇労働被保険者 雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し</li> </ul>
	E. 在校生・訓練生	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <small>（イ. 本人確認書類において生徒手帳、学生証の写しを提出の場合は不要）</small>
	F. 千葉県内在住・千葉県外在学	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <small>（イ. 本人確認書類に受検申請者の住所が記載されている場合は不要）</small>
	以下、記載の要件による受検	
	G. 職業訓練指導員免許取得	<input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許の写し
	H. 求職者支援訓練修了又は受講中	<input type="checkbox"/> 求職者支援訓練終了証又は就職支援計画書の写し
I. 厚生労働省公認の検定職種に係る講習受講	<input type="checkbox"/> 3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書	
詳細はP 5・P 6をご覧ください。（枠内の□はチェック欄としてご利用ください）		

## ア. 受検申請書

P 13 **8** 受検申請書作成要領を確認のうえ作成すること

※**受検申請書は当協会ホームページにてダウンロードしたものを使用してください。**

(令和4年度、受検申請書の様式を変更しました。以前のものは使用できませんのでご注意ください。)



## イ. 本人確認書類

※氏名及び生年月日が確認できる以下のいずれかの書類をA4サイズの内紙に原寸でコピーしたもの

① **運転免許証、個人番号カード** (マイナンバーカード。個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)、  
**その他の日本の官公庁が発行した身分証明書** (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

② **特別永住者証明書、在留カード**

③ **健康保険被保険者証**

④ **生徒手帳、学生証** (氏名・生年月日・学校所在地が確認できるものに限る。)

⑤ **外国政府が発行した旅券** (写真欄及び日本国査証欄)

≪注意≫ 1. 氏名は受検申請書に記入する字が確認できるもの

〔 例：受検申請書の記入が漢字の場合＝○漢字で記載の本人確認書類  
×アルファベット表記のみの本人確認書類 〕

2. 本人確認書類のコピーは他の証明書類 (免除資格の証拠書類等) のコピーとは別にすること

## ウ. 受検手数料納付証明書

① 所定の払込用紙 (振込先記載のあるもの) を使用の場合

郵便局にて受検手数料を納付し、納付後、受付印のある郵便振替払込受付証明書 (お客様用) (払込用紙の一番右側の部分) を提出すること。

なお、ATMを利用した場合は、戻ってきた **ご利用明細票をコピーしたもの** を提出すること。

② 所定の払込用紙を利用しない場合

以下の口座に納付のうえ、納付方法に応じた納付証明書類を提出すること。

※郵便局備え付けの用紙を使用して払い込んだ場合は、納付後、**払込金受領証をコピーしたもの** を提出すること。

※銀行から振り込んだ場合は **振込者と振り込んだことが分かる書面** を提出すること。

＜受検手数料納付先＞

郵便局からの振り込み	
□ 座 記 号	00160-0-124003
加 入 者 名	千葉県職業能力開発協会

銀行からの振り込み	
銀 行 名	ゆうちょ銀行 (金融機関コード9900)
店 名	〇一九店 (ゼロイチキョウ店) (店番019)
預 金 種 目	当座
□ 座 番 号	0124003
□ 座 名 義	千葉県職業能力開発協会 (チバケンシヨクギョウノウリョクカイハツキョウカイ)

≪注意≫ 1. 納付の際は P 2 **2** 受検手数料を参照し過不足が無いようにすること

2. 納付は受付期間内にすること。

3. 払込に係る手数料は払込者の負担となります。

4. 受検手数料納付証明書類は受検申請書には 貼り付けないこと。

## エ. その他

### A. 人数制限対象職種（作業）の受検申請の場合

当協会より受検申請「可」の連絡を受けたメールの写し（P8 **4**人数制限対象職種（作業）の手続き参照）

### B. 実技又は学科試験の免除を受けようとする場合（P11 **6**免除資格一覧表を参照）

免除資格を証明する書面の写し

・受検申請書の免除欄にも所要の事項を記入してください。

※受付手続完了後に免除資格を申し出ても免除は受けられないので、必ず申請時に申し出（受検申請書への記入及び書面添付）をしてください。

### C. 下位の等級に合格後の実務経験年数により受検申請をする場合

下位の等級の合格証書の写し

※特級の受検申請をする場合は必ず1級合格証書の写しを添付してください。

### D. 2・3級実技試験を受検する25歳未満の雇用保険被保険者（2・3級実技受検手数料減額対象者）

※25歳未満の雇用保険被保険者の方が2・3級実技試験受検手数料の減額を受ける際は必ず提出してください。

○雇用保険一般被保険者・短期雇用特例被保険者

在職証明書（P7様式1をコピー又は当協会ホームページよりダウンロードして作成）

・所属事業所発行の証明書とし、項目全て記入してください（押印は不要です）。

・日付は受検申請日〔受付期間内〕としてください。

○雇用保険日雇労働被保険者

雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し

### E. 訓練校・専門学校・高等学校・大学等の在校生の場合

在学証明書（学校所在地・科目名・コース名明記のもの）

※イ. 本人確認書類において生徒手帳、学生証の写しを提出の場合は、在学証明書は不要です。

### F. 千葉県内在住で他都道府県の学校に在学

受付期間前3ヶ月から受付期間内の住民票記載事項証明書

※イ. 本人確認書類に受検申請者の住所が記載されている場合は不要です。

### G. 職業訓練指導員免許取得後の経験により受検申請をする場合

職業訓練指導員免許の写し

### H. 求職者支援法により認定された訓練を修了又は受講中であることにより受検申請をする場合

①訓練終了の場合 求職者支援訓練修了証の写し

②受講中の場合 就職支援計画書の写し

### I. 厚生労働省が認める検定職種に係る講習を受講したことにより受検申請をする場合

3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書

## (5) 受検資格の審査

申請内容を審査し、受検資格が的確であると判定された場合は受理します（以後の日程はP11 **1**実施日程を参照）。

※的確でないとして判定された場合は受理できない旨通知の上、受検申請書類及び納付された受検手数料を返却します。

※上述のほか、受検申請書の内容に不明な点がある場合は電話連絡にて確認しますので、受検申請書の電話番号欄には日中連絡ができる電話番号を記入してください。

## (6) その他

・同時に2つ以上の検定職種（作業）の受検申請は原則としてできません。ただし、受検しようとする検定職種（作業）の実技試験と学科試験の試験日が全て重複しない場合等、実際の受検に支障がない場合は、受検申請をすることができます。試験日程についてはP17 **10**実施予定職種によりご確認ください。

・身体が不自由等で受検にあたり特別な配慮が必要な方は、受検申請時に申し出てください。

・受検申請を受理した後、キャンセルはできません。また、申請した等級・職種・作業・受検区分の変更もできません。

・試験を欠席の場合でも、受検手数料の返還はできません。また、次年度以降への振り替えもできません。

・受検申請書の記入内容のうち、住所・氏名・事業所等の受検申請者の情報に変更があった場合は、P26様式2「申請書記入内容変更届」を使用し、当協会宛に連絡をしてください。